

## アミカス市民グループ活動支援事業 実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）が、男女共同参画の推進を自らの課題ととらえ自主的に活動する市民グループを支援する「アミカス市民グループ活動支援事業」（以下「支援事業」という。）のうち補助金を交付する事業を実施するに当たり、必要な事項を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループ 営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている、任意団体又は法人をいう。ただし、任意団体については、3人以上で構成され、組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、法人については、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、又は公益財団法人に限る。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定めるところにより設立された法人をいう。
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の定めるところにより設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の定めるところにより、行政庁の公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

### (支援事業の対象となる事業)

第3条 支援事業の対象となる事業は、福岡市男女共同参画を推進する条例（平成16年福岡市条例第5号）第3条に定める基本理念に沿うもので、かつ、広く市民に参加を呼びかけられる講座、講演会等とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 専ら営利を目的とせず、かつ、参加料負担があるときはその額が適切な範囲内であること。
  - (2) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。
  - (3) 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が支援することにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものでないこと。
  - (4) 法令及び公序良俗に反していないこと。
  - (5) その他支援すべきでない特段の事情がないこと。
- 2 実施会場は原則としてアミカスとする。アミカスが利用できない場合等は本市の公共施設を利用するものとする。

### (グループの要件)

第4条 支援を申請しようとするグループ（以下「申請グループ」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) グループの代表者、所在地、連絡先等が明確であること。
- (2) 福岡市内を中心に活動していること。
- (3) 男女共同参画の推進に資する活動をしていること。
- (4) 企画から実施まで主体的に行う能力及び実績を有すること。
- (5) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体（支援を行うことを決定した場合でも、本市がこれらの団体を支持し、又は振興していると認められないときを除く。）でないこと。
- (6) その他支援を行うことが適当でないと認められるものでないこと。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請グループが次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援を行わないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が代表者（団体が法人である場合は、その役員）となっているもの。

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

3 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請グループに対し代表者（申請グループが法人である場合には役員）の氏名（ふりがなを付したもの）、生年月日の個人情報を記載した役員名簿の提出を求めるものとする。

(支援の内容)

第6条 支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付

(2) アミカスを会場とする場合の会場使用料の免除

(3) 広報

(4) 助言及び情報提供

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費の合計額の80%以下とし、かつ、別表1に定める上限額の範囲内とする。

2 補助の対象となる経費については、別表2に定める。

(支援の期間)

第8条 支援の期間は、支援決定の年度内とする。

(支援事業の公募)

第9条 市長は、支援事業を行うに当たっては、公募により行うものとする。

(支援の申請)

第10条 申請グループは、「アミカス市民グループ活動支援事業」申請書兼補助金交付申請書（様式第1号のア）に必要事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。なお、名義後援申請書も併せて提出しなければならない。

(1) 企画書

(2) 収入・支出計画書

(3) 組織の運営に関する規則（規約・会則等）

(4) 役員名簿（住所、氏名（ふりがな）、生年月日を記載したもの。ただし、任意団体については、代表者以外の役員の生年月日の記載は必要がないものとする。）

(5) 活動内容及び実績が分かる資料（チラシ等）

(選考委員会の設置)

第11条 市長は、支援事業を適正に選考するため「アミカス市民グループ活動支援事業」選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(支援の決定)

第12条 市長は、第10条の規定による申請があったときは、申請内容及び補助金の算定に誤りがなく等を精査するとともに、委員会の審査を経て、支援の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。

- 3 市長は、支援を行うことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」支援決定通知書兼補助金交付決定通知書（様式第2号のア）により通知するものとする。
- 4 市長は、支援を行わないことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」不採用決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（支援決定の取消）

第13条 市長は、支援を行うことを決定したグループ（以下「支援グループ」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援決定後であっても支援の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に該当しない事業を行おうとすること、又は、行ったことが判明した場合。
  - (2) 第4条に規定する要件を満たさないことが判明した場合。
  - (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
- 2 市長は前項の規定により支援の決定を取り消した場合は、当該グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」支援取消決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 4 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、前項に定めるもののほか既に市が負担及び免除した費用は、期限を付して実費相当額等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（変更の申請）

第14条 支援グループは、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 支援対象事業の内容の変更をする場合
  - (2) 天災地変その他事情により中止する場合（支援グループの責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、第12条第1項及び第2項の規定に準じて変更の可否を決定し、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、市長は、変更が別に定める軽微なものに該当すると判断した場合は、委員会の審査を省略することができる。

（支援対象事業申請取下げの場合の手続き）

第15条 支援グループは、支援対象事業の申請を取下げの場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金交付等申請取下書（様式第7号のア）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第16条 支援グループは、支援対象事業の完了後、原則1か月以内に、「アミカス市民グループ活動支援事業」実績報告書（様式第8号のア）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 実施概要報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る支援対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを「アミカス市民グループ活動支援事業」実績調査確認書（様式第9号）により調査確認し、これに適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金確定通知書（様式第10号）により当該支援グループに通知す

るものとする。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた支援グループは、請求書（福岡市指定様式）により、市長に対し、補助金を請求するものとする。

(責任)

第19条 支援対象事業の実施に当たっては、原則として支援グループの責任で行うものとする。

2 支援対象事業の実施に伴い生じた事故・疾病その他災害等については、支援グループの責任と負担で対処するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福岡市補助金交付規則（昭和44年4月1日福岡市規則第35号）及び実施細目の定めるところによる。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、2021年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

別表1

会 場	上限額
アミカス ホール（募集定員70名以上）	100,000円
上記以外	60,000円

別表2

対象となる経費	対象とならない経費
1 講師謝礼（謝礼金・交通費・宿泊費）	1 打ち合わせ等会議費
2 郵送費	2 事業終了後グループまたは個人の所有になるもの（例）書籍、備品等
3 チラシ印刷経費	3 グループ会員への謝礼金・交通費・駐車料金・ガソリン代・食事代等
4 材料費	4 会場の看板及び花
5 機材レンタル、運搬費等	5 電話、FAX、インターネット料金
6 託児費用	
7 雑費、事務用品費（上限5,000円）	
8 その他市長が必要と認める経費	

「アミカス市民グループ活動支援事業」申請書兼補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)

住 所 :

グループ名 :

代表者職 :

代表者氏名 :

年度「アミカス市民グループ活動支援事業」について、補助金の交付及びその他の支援を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 テーマ (タイトル)

2 交付を受けようとする補助金の額

円

3 申請者の実施する主な事業  
別紙のとおり

4 事業の目的及び内容  
別紙のとおり

5 事業の執行に関する収支計画及び事業計画  
別紙のとおり

<添付書類チェックリスト>

- 企画書
- 収入・支出計画書
- グループの規約または会則等
- 役員名簿
- 活動内容及び実績がわかる資料等 (チラシ等)

「アミカス市民グループ活動支援事業」支援決定通知書兼補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長  
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付をもって申請のあった「アミカス市民グループ活動支援事業」について、支援及び下記のとおり補助金交付を決定しましたので通知します。

記

1 テーマ (タイトル)

2 補助内示金額

3 条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

「アミカス市民グループ活動支援事業」不採用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長  
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付をもって申請のあった「アミカス市民グループ活動支援事業」について、下記のとおり不採用となりましたのでお知らせいたします。

記

1 テーマ (タイトル)

2 不採用の理由

1 選考結果による不採用

2 アミカス市民グループ活動支援事業実施要綱 第 条 第 項の規定により不採用

「アミカス市民グループ活動支援事業」支援取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長  
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付 市事第 号により支援を決定した「アミカス市民グループ活動支援事業」について、下記のとおり支援取消を決定しましたので通知いたします。

記

1 テーマ (タイトル)

2 支援取消決定の理由

アミカス市民グループ活動支援事業実施要綱 第 条 第 項の規定により取消



「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)

住 所 :

グループ名 :

代表者職 :

代表者氏名 :

年 月 日付 市事第 号により支援の決定を受けました、「アミカス市民グループ活動支援事業」の内容について、下記のとおり一部変更したいので申請します。

1 テーマ (タイトル)

--

2 変更理由

--

3 変更の内容

変更前	
変更後	

「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請結果通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長  
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付をもって申請のあった「アミカス市民グループ活動支援事業」の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 テーマ (タイトル)

2 申請内容  
【変更前】

【変更後】

3 決定内容

4 その他

「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金交付等申請取下書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)

住 所：  
グループ名：  
代表者職：  
代表者氏名：

年 月 日付 市事第 号の決定通知に係る「アミカス市民グループ活動支援事業」については、  
下記の理由により実施しないので支援及び補助金交付の取下を申請します。

記

1 テーマ (タイトル)

2 事業実施予定日

3 補助予定金額

4 決定通知書の受領年月日

5 取下理由

「アミカス市民グループ活動支援事業」実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)

住 所 :

グループ名 :

代表者職 :

代表者氏名 :

年 月 日付 市事第 号により、補助金交付等の決定を受けました「アミカス市民グループ活動支援事業」の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 テーマ (タイトル)

2 補助事業の実施状況

ア 補助事業経費収支決算書 別紙のとおり

イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等 別紙のとおり

3 補助金の交付決定額と清算額

補助金の交付決定額

(補助金の既交付額)

補助金の清算額

年度「アミカス市民グループ活動支援事業」実績調査確認書

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

年 月 日付 年度「アミカス市民グループ活動支援事業」実績報告書について、調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長  
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付の「アミカス市民グループ活動支援事業」実績報告書により、  
年度アミカス市民グループ活動支援事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名及びテーマ (タイトル)  
アミカス市民グループ活動支援事業
  
- 2 補助確定金額
  
- 3 補助条件  
(1) 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。